

附表第二

商 業 調 査 票 (甲)
(指 定 統 計 第 23 号)

1. 商 店 名	商店名は商号があれば商号、商号のないときは屋号或は通称又は業主の名を記入すること。
2. 商 店 所 在 地	店のある場所を都道府県、市区町村及び番地まで記入すること。
3. 経 営 者 と 世 帯 主 と の 関 係	(イ)この店の実際の経営者は世帯主ですか。 世帯主である 世帯主でない (ロ)経営者が世帯主でない場合は経営者は誰ですか。 妻、子、親、兄弟、その他 (ハ)経営者が世帯主でない場合は世帯主の職業は何ですか。 農業、林業、水産業、鉱業、製造工業、金融業、商業、勤人、無職、その他
4. 家 族 数 (世帯主も含む) (昭和24年8月1日現在)	(イ)家族は何人いるか。 男 女 計 (ロ)家族の中で実際にこの店の仕事に従事しているものは何人いるか。 男 女 計 (ハ)家族の中で店の仕事以外のもので収入を得ているものは何人いるか。 男 女 計
5. 従 業 者 数	賃金、給料を拂つて雇っている従業者は何人いるか。(昭和24年8月1日現在) 主として家事に従事しているもの。 男 女 計 主として店の仕事に従事しているもの。 男 女 計
6. 兼 業 関 係	この店の中で商業以外の事業、例えば製造工業、保険代理業、小運送業等を兼業しているか、兼業している場合はその業名を 有(その業名) 無
7. 商 店 の 位 置	この店のある位置を右の区分に従つて○印をつけること。 1.商店街 2.工場地帯 3.官廳、会社、銀行街 4.農村地帯 5.住宅街 6.その他
8. 商 店 の 本、支 店 別	右の区分に従つて○印をつけること。但し、本社、本部は本店とし、支社、支部、分店は支店とし、支店及び出張所のない店は本店とすること。 1.本店 2.支店 3.出張所
9. 商 業 の 経 歴	右の期日に何處で商業を営んでいたか。 年 次 都道府県名 1.昭和15年末 2.昭和20年8月末 3.昭和23年末
10. 賣 場 面 積	賣場面積を坪数で記入すること。(この店の商品を販賣するための賣場の面積であつて、その店舗が自分のものであると他人から賃借しているものであるとを問はない)
11. 倉 庫	倉庫を持っているかどうか、左の区分に従つて○印をつけること。(その倉庫が自分のものであると他人から賃借しているものであるとを問はず、その店の商品を保管するものであればよい) 有 無
12. 業 態	業態を右の区分に従つて専業とするものに○印、兼業とするものに○印をつけること。 1.一般卸賣業 2.貿易業 3.各種商品小賣業 4.専門品小賣業 5.飲食店 6.代理商及び仲立業 (1)卸賣業とは 1.及び 2.であつて原則として仕入商品を (イ)、小賣業者又は次の段階にある卸賣業者に販賣するもの (ロ)、工場、鉱山等に販賣するもの (ハ)、ホテル、旅館、病院の薬局、理髪店及び美容院等のサービス業者に販賣するもの (ニ)、その他の産業用使用者に販賣するものをいう。なお貿易業(輸出入業及び主として連合軍に納品するもの等)は卸賣業とする。 (2)小賣業とは最終消費者(一般消費者)に対して商品を販賣するものをいう。(イ)、各種商品小賣業に入るものは百貨店、均一価格品、よろづ屋 (ロ)、専門品小賣業に入るものは主として同一種類の商品又はそれに附属する商品を専門に取り扱う小賣業で、例えば呉服店、洋服店、食料品店、薬品店、文具店、履物店、洋品雜貨店、小間物店、産物雜貨店等である。なお豆腐屋のように製造小賣するものは小賣業とする。(ハ)、飲食店とは食堂、喫茶店、カフェー、料理店、キャバレー等をいう。 (3)代理商及び仲立業とは商品を自分のものとししないで単に賣買の代理又は仲介斡旋等の業務を行つて手数料その他の報酬を得るものをいう。

調査員 檢 印

3. 2. 1. 本調査票は集計以外には使用しない。従つて物資の配給徴税等、直接業者が利害関係を生ずるような目的の爲には利用しない。
2. 調査票に記入する数字は1.2.3.のようにアラビア数字を用いること。なお休業中のものは休業の時期と休業前の従業員数を備考欄に記入すること。
3. ○印欄及び※印欄は記入しないこと。

※ 業 種

(この調査票を提出するものは個人経営の商店であつて住宅と店舗が同一の場所にあるものに限る。(店と住いが一所になつてゐるもの))

13. 輸送関係施設	右の区分に従つてこの店が業務上に専用として使つている場合はその各々の台数を記入すること。	自動車 乗用 貨物	オートバイ	自 轉 車	荷 車、馬 車、リヤカーを 含む。	
14. 資 金 借 入 先	この店がどこから資金を借り入れているか、右の区分に従つて主とするものに○印、従とするものに○印をつけること。但し、商品の掛買金は資金の借り入れと見なしてこの中に含めること。	1.銀行 2.市街地信用組合 3.商工協同組合 4.信用協同組合 5.事業協同組合 6.生産業者 7.問屋 8.無盡 9.その他				
15. 商 品 仕 入 先	商品の仕入先を右の区分に従つて主とするものに○印、従とするものに○印をつけること。	1.生産業者 2.卸賣業者 3.小賣業者 4.その他				
16. 商 品 販 賣 先	商品の販賣先を右の区分に従つて主とするものに○印、従とするものに○印をつけること。	1.生産業者 2.卸賣業者 3.工場、鉱山、その他の産業用使用者 4.小賣業者 5.一般消費者				
17. 商 品 手 持 額 (昭和24年8月1日現在)	手持商品の総金額を販賣価格を以つて記入すること。但し、昭和24年8月1日現在で記入が困難な場合は本年内でこの期日に最も近い決算期日の事実によつてよい。決算期日によつた場合はその月日を明記すること。(昭和24年 月 日現在) なお自己所有品と受託品とに区分して全手持商品に対する割合を記入すること。但し、他へ委託している商品は含めない。	総 金 額	円	備 考		
18. 商 品 別 賣 上 高	昭和24年7月1日より7月31日までの1ヶ月間の商品賣上高を記入すること。(裏面の賣上高の記入注意を参照) なお賣上高中には取引高税を含めないこと。 (1)卸賣業者の賣上高は卸賣者に、又小賣業者の賣上高は小賣業に記入すること。 (2)卸賣業者が小賣をした場合は小賣業者が卸賣をした場合は夫々卸賣、小賣に区分して記入すること。 (3)代理商及び仲立業は手数料を記入すること。但し、受託品を小賣した場合は賣上高を記入すること。 (4)卸賣業者の賣上高についてはその賣上高の合計金額を記入し、更にその販賣先が縣内(又は市内)であるか他縣であるかを区分してその割合を各々該当欄に記入すること。	※分類番号	商 品 名	卸 賣 高	小 賣 高	代理商及び仲立業 手 数 料
		円	円	円	円	
		計	円	円	円	円
		縣内(又は市内)	他 縣	計	10割	円
19. 營 業 支 出 (商品の仕入額を含めないこと)	昭和24年7月1日より7月31日までの1ヶ月間の営業上の支出を右の区分に従つて記入すること。	貸 借 及 び 給 料	家 賃 及 び 地 代	電 燈 及 び 電 話 料	廣 告 費 及 び 交 際 費	合 計
円	円	円	円	円	円	

氏名又は名称なつ印 商業主の住所及び通商産業省

電話番号 局名 番号